

そうごうふくしがかい だい かい 総合福祉部会 第15回	
H23.6.23	さんこうしりょう 参考資料 3
やまもといいんていしゅつしりょう 山本委員提出資料	

たいき かいじょ じっせん も で る じぎょうほうこくしょ
待機のある介助の実践モデル事業報告書

ねん がつ
2011年6月

ほうじん ひゅーまんらいとりかばり
NPO法人ヒューマンライトリカバリー

1. はじめに	2
2. 待機のモデル事業	
2-1. 2009年度モデル事業と明らかにされた課題	3
2-2. 2011年度モデル事業の趣旨と概要	3
2-3. 2011年度モデル事業の活動実績	4
2-4. 待機に係る報酬	9
2-5. 実際の支援の内容	9
3. 待機の有用性	10
4. 提言	11

1. はじめに

今日、精神障害者をはじめとする障害者が、障害者自立支援法の介護制度の使い難さのために、普遍的な地域生活を過ごせずにいる。障害者自立支援法の成立によって、報酬の請求できる介助が居宅介護という枠組み限定され、それらは生活を保障する権利としてではなく、事業所を介して行われるサービスとして位置づけられることになった。それが、障害者の生活を極端におい詰めたため、ついには、障害者自立支援法違憲裁判が各地で行われた。その成果もあって、国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて取り組むことを約束した。

今、障害者総合福祉法（仮称）の策定のため、障害者団体が議論をしているが、待機のある介助の実践モデル事業（以下、「2011年度モデル事業」とする。）は、待機時間を介助行為に含み報酬の対象にするという、もっとも基礎的な介助について厚生労働省及び委員各位に提言することを目的に、青森県青森市においてモデルとして実践し、記録をまとめたものである。

社会学者の前田拓也は、次のように言う。「待機していること」。あえて言うなら「ただそこにいること」が仕事の大半だということがある。介護保険が想定している介護のスタイルのなかに、「巡回型訪問介護」がある。そこでは基本的に、一回三〇分以上一時間未満が見込まれている。しかし、介助が必要な「その時」は「巡回」がまわってきた「その時」であるとは限らない。往々にして「その時」は突然やって来るものだ。だから、常に誰かが来るべき「その時」に備えてただ待機している必要があるのだ。そして、特に何もすることがないにもかかわらず「待機している」こと、「ただそこにいること」が、すでに介助という仕事の多くの部分を占めることがある（前田、二〇〇九、「介助現場の社会学」生活書院：二一九）。

本来、大半を占めるはずの「待機」が、そっくりそのまま居宅介護という枠により介助として認められず、報酬の対象にならなかったことは、居宅介護が障害者の地域生活を支援する介助として機能しない原因とさえ言えよう。

常に誰かが待機していて、電話一本で来る。この心強さにこそ、障害者の自立性の向上や生活の安定を実現する力がある。逆に、こうした基礎的な支援がされれば、かえって、こまかな制度を作る必要がなくなるかもしれない。そういう意味でも、「待機」が介助として最も重視され、制度として認められることを強く望んでいる。

尚、2011年度モデル事業は、公益信託青森県ボランティア基金の助成により実現できたことを、この場を借りて、感謝申し上げたい。

2. 待機のある介助の実践モデル事業

2-1. 2009年度モデル事業と明らかにされた課題

2009年4月1日から2010年3月31日まで、公益信託青森県ボランティア基金から助成金をいただき、障害者の地域生活を支えるヘルパーを育成し、指定居宅介護事業所を介して、いつでも利用できる体制でのサービス提供の実践記録（2009年度モデル事業）を行った。

なぜ、いつでも利用できる体制でのサービス提供の実践記録をしたかというところ、地域生活を支えるための居宅介護が、指定居宅介護事業所が一週間の予定（ヘルパーが行く日）をすべて決めてしまい、それに合わせて障害者が生活設計

をするという窮屈な現状を複数確認でき、そうでない介助の必要性を感じたからである。電話一本で今すぐ来る、そうした介助にしていくことが望まれるため、第一に、モデルとして実践し記録をつけることから始めたわけである。

結果として、電話一本ですぐ来る、という安心感から自立性が高まり、先々を考へて不安になることも減った、自分の生活設計を自分で決めること（自立生活）ができるようになった、生活が安定したから体調も安定してきた、などの意見が寄せられた。

しかし、障害者自立支援法の枠組みでサービス提供を行ったため、ヘルパーの負担が大きくなった。いつ来るかわからない電話のために、24時間拘束される、そういう状態になったのだ。ヘルパーは、待機中も実質拘束されるわけだが、その拘束時間に対しては、障害者自立支援法で一切の報酬が認められていない。障害者自立支援法の枠組みでは、真に障害者の地域生活のためのサービスがなりたらず、障害者に対して生活のすべてをサービスに合わせて設計させるようなサービスしかできないのだ。

2009年度のモデル事業は、こうした課題も明らかにした。

2-2. 2011年度モデル事業の趣旨と概要

2011年モデル事業の期間は、2011年2月1日から6月9日までである。2009年度モデル事業で明らかになった課題を受けて、2011年度モデル事業は、待機時間の合計を計算し、予算をつけるならどの程度の金額が必要になるのかを調べることにした。また、電話一本で来るヘルパーの実践については、第11回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で、全国「精神病」者集団の山本眞理委員から出された次の意見を参考にした。

山本眞理です。私はコミュニケーション障害があるので、出した文章が全く理解されていないのだと推測しますが、「待機」というサービスが精神障害者には必要だ。このチームのご検討はあまりにも今、現行の自立支援法の訪問サービスの枠にとらわれすぎていると思います。医療合同チームでも駆け込み寺みたいなものがほしいというお話が出ましたけれども、私が待機というサービスがほしいと申し上げた

のは、^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者にとって^{なによび}何曜日、^{わく}枠で^{なんじかん}何時間という^き決めたスケジュールで
へるば。ヘルパーが^{はい}入ること^{じたい}自体が^{ふたん}すごく負担になることがあります。あるいは^{ふたん}負担になる方も
います。^{じっさい}ただ^{いま}けど^{ほうしゅう}実際、^{じぎょうしょ}今の報酬と^{けいえい}事業所の^{かんが}経営を考えると、^{はけんい}そうした派遣以外
^{むづか}難しい^{おも}と思います。私が^{わたし}今^{いま}予算とか^{うんえい}運営のところまで^つ詰めておりませんが、^{たいき}待機と
いうサービスとして^{イメージ}イメージしているのは、^た例えば^{にん}10人の^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者が^{にん}5人の
^{かいじょしゃ}介助者を^{じょうきん}常勤で^{やと}雇う。^{たす}助けてと言ったら^い来てくれる。^き臨機応変に、^{りんきおうへん}つまりこの5
^{にん}人については^{はたら}働いているときでなくても^ま待っている、^{たいき}待機ということ^{じたい}自体の^{ほうしゅう}報酬をつ
けてほしい。

あるいは^{サービス}こういうサービスがほしいという^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者がいました。^{まいにちでんわ}毎日電話をか
けて、^{きょう}今日はO、△、X。Xだったら^{てつだ}お手伝いすることはありますかという^{でんわ}電話をかけて
もらう。というような、^{よう}要するに^{はたら}働いていなければ^{ほうしゅう}報酬が出ないではなくて、^{たいき}待機そ
のものに^{ほうしゅう}報酬が出るという^{かたち}形でないと^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者のヘルパー利用は^{ぜったい}絶対に^の伸び
ません。なぜ^{すく}少ないかという、^{りゆう}そういう理由です。そして、^{こうはん}後半の^{ちーむ}チームで^{ちいきいこう}地域移行
^{およ}及び^{ちいき}地域の^{きばん}基盤の^{はなし}話がありますが、^{にゅういん}これがないために^え入院せざるを得ない^{なかま}仲間が、こ
れは^{しゃかいてきにゅういん}まさに^{まいにちつく}社会的入院が毎日作られています。そういう^{いみ}意味で^{たいき}待機という
^{サービス}サービスについて、^{わたし}私の^{せつめい}説明が^{ふそく}不足だった^{おも}と思うのですが、^{ぎろん}ご議論^{ただけ}いただけていない
ので^{ちゅうい}注意を^{かんき}喚起させていただきました。

^{りょうしゃ}利用者2名に対して、^{かいじょしゃ}介助者を3名で^{めい}対応し、^{たいおう}支援が^{しえん}必要な^{ひつよう}場合^{ばあい}利用者^{りょうしゃ}は
^{かいじょしゃ}介助者に^{ちよくせつれんらく}直接連絡をする^{ほうほう}方法を取った。尚、^{なおりょうしゃ}利用者と^{かいじょしゃ}介助者は、それぞれ、
^{おな}同じ^{ちいき}地域（^{きろい}3キロ以内の^{きより}距離）に^{きょじゅう}居住している。

2-3. 2011年度モデル事業の活動実績

^{かれんだ}カレンダーに^{かつどう}活動の^{きろく}記録をつけてまとめた。

^{りょうしゃ}利用者：Aさん、Bさん

^{かいじょしゃ}介助者：Xさん、Yさん、Zさん

^り利 = ^{ほうもん}訪問の^{しえん}支援を^{ようせい}要請した。

^{おう}応 = ^{しえん}支援をした。

^{まつ}待 = ^{いっぽん}一本の^{でんわ}電話を^{たいき}待機した。

が づ ね ん へ い せ い ね ん
 3月 2011年 (平成23年)

ひ 日	つき 月	ひ 火	み ず 水	き 木	き ん 金	つ ち 土
		1 まきおい 先負 り 利 A B おう 応 X Y まつ 待 X Y Z	2 ぶつめつ 仏滅	3 だいあん 大安 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	4 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	5 ともびき 友引 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z
6 せんぶ 先負 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	7 ぶつめつ 仏滅 り 利 B おう 応 X まつ 待 X Y Z	8 だいあん 大安 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	9 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	10 せんしやう 先勝 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	11 ともびき 友引 まつ 待 X Y Z	12 まきおい 先負 まつ 待 X Y Z
13 ぶつめつ 仏滅 まつ 待 X Y Z	14 だいあん 大安 り 利 B おう 応 X まつ 待 X Y Z	15 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	16 せんしやう 先勝 り 利 A B おう 応 X Z まつ 待 X Y Z	17 ともびき 友引 まつ 待 X Y Z	18 まきおい 先負 まつ 待 X Y Z	19 ぶつめつ 仏滅 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z
20 だいあん 大安 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	21 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	22 せんしやう 先勝 り 利 A おう 応 Z まつ 待 X Y Z	23 ともびき 友引 まつ 待 X Y Z	24 まきおい 先負 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	25 ぶつめつ 仏滅 り 利 B おう 応 X まつ 待 X Y Z	26 だいあん 大安 まつ 待 X Y Z
27 しゃっこう 赤口	28 せんしやう 先勝	29 ともびき 友引	30 まきおい 先負	31 ぶつめつ 仏滅		

り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	り 利 A おう 応 Y Z まつ 待 X Y Z	まつ 待 X Y Z	まつ 待 X Y Z	り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z		
--	--	---------------	---------------	--	--	--

が ねん へいせい ねん
4月 2011年 (平成23年)

ひ 日	つき 月	ひ 火	みず 水	き 木	きん 金	つち 土
					1 だいあん 大安 まつ 待 X Y Z	2 しゃっこう 赤口 り 利 A おう 応 Y Z まつ 待 X Y Z
3 まんぶ 先負 り 利 A おう 応 Y Z まつ 待 X Y Z	4 ぶつめつ 仏滅 り 利 A おう 応 Y Z まつ 待 X Y Z	5 だいあん 大安 り 利 B おう 応 X まつ 待 X Y Z	6 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	7 せんしょう 先勝 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	8 ともびき 友引 まつ 待 X Y Z	9 さきおい 先負 まつ 待 X Y Z
10 ぶつめつ 仏滅 まつ 待 X Y Z	11 だいあん 大安 まつ 待 X Y Z	12 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	13 せんしょう 先勝 まつ 待 X Y Z	14 ともびき 友引 まつ 待 X Y Z	15 さきおい 先負 まつ 待 X Y Z	16 ぶつめつ 仏滅 まつ 待 X Y Z
17 だいあん 大安 まつ 待 X Y Z	18 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	19 せんしょう 先勝 まつ 待 X Y Z	20 ともびき 友引 まつ 待 X Y Z	21 さきおい 先負 まつ 待 X Y Z	22 ぶつめつ 仏滅 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	23 だいあん 大安 り 利 A おう 応 Z まつ 待 X Y Z

24 <small>しゃっこう</small> 赤口 <small>り</small> 利 A <small>おう</small> 応 Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	25 <small>せんしょう</small> 先勝 <small>まつ</small> 待 X Y Z	26 <small>ともびき</small> 友引 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X <small>まつ</small> 待 X Y Z	27 <small>さきおい</small> 先負 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X <small>まつ</small> 待 X Y Z	28 <small>ぶつめつ</small> 仏滅 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	29 <small>だいあん</small> 大安 <small>まつ</small> 待 X Y Z	30 <small>しゃっこう</small> 赤口 <small>り</small> 利 A <small>おう</small> 応 Y <small>まつ</small> 待 X Y Z
--	--	--	--	--	--	--

が づ ね ん へ い せ い ね ん
5月 2011年 (平成23年)

ひ	つき	ひ	みず	き	きん	つち
1 <small>せんしょう</small> 先勝 <small>まつ</small> 待 X Y Z	2 <small>ともびき</small> 友引 <small>まつ</small> 待 X Y Z	3 <small>ぶつめつ</small> 仏滅 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	4 <small>だいあん</small> 大安 <small>まつ</small> 待 X Y Z	5 <small>しゃっこう</small> 赤口 <small>り</small> 利 A <small>おう</small> 応 Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	6 <small>せんしょう</small> 先勝 <small>り</small> 利 A <small>おう</small> 応 Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	7 <small>ともびき</small> 友引 <small>り</small> 利 A <small>おう</small> 応 Y <small>まつ</small> 待 X Y Z
8 <small>さきおい</small> 先負 <small>まつ</small> 待 X Y Z	9 <small>ぶつめつ</small> 仏滅 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	10 <small>だいあん</small> 大安 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	11 <small>しゃっこう</small> 赤口 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	12 <small>せんしょう</small> 先勝 <small>まつ</small> 待 X Y Z	13 <small>ともびき</small> 友引 <small>り</small> 利 A B <small>おう</small> 応 X Y <small>まつ</small> 待 X Y Z	14 <small>さきおい</small> 先負 <small>まつ</small> 待 X Y Z
15 <small>ぶつめつ</small> 仏滅 <small>まつ</small> 待 X Y Z	16 <small>だいあん</small> 大安 <small>まつ</small> 待 X Y Z	17 <small>しゃっこう</small> 赤口 <small>まつ</small> 待 X Y Z	18 <small>せんしょう</small> 先勝 <small>まつ</small> 待 X Y Z	19 <small>ともびき</small> 友引 <small>り</small> 利 A <small>おう</small> 応 X <small>まつ</small> 待 X Y Z	20 <small>さきおい</small> 先負 <small>まつ</small> 待 X Y Z	21 <small>ぶつめつ</small> 仏滅 <small>り</small> 利 A <small>おう</small> 応 Y <small>まつ</small> 待 X Y Z
22 <small>だいあん</small> 大安 	23 <small>しゃっこう</small> 赤口 	24 <small>せんしょう</small> 先勝 	25 <small>ともびき</small> 友引 	26 <small>さきおい</small> 先負 	27 <small>ぶつめつ</small> 仏滅 	28 <small>だいあん</small> 大安

り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	まつ 待 X Y Z	まつ 待 X Y Z	まつ 待 X Y Z	まつ 待 X Y Z	まつ 待 X Y Z	り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z
29 しゃっこう 赤口 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	30 せんしょう 先勝 まつ 待 X Y Z	31 ともびき 友引 まつ 待 X Y Z				

が ねん へいせい ねん
6月 2011年 (平成23年)

ひ 日	つき 月	ひ 火	みず 水	き 木	きん 金	つち 土
			1 まきがい 先負 り 利 B おう 応 X まつ 待 X Y Z	2 だいあん 大安 り 利 A おう 応 X まつ 待 X Y Z	3 しゃっこう 赤口 まつ 待 X Y Z	4 せんしょう 先勝 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z
5 ともびき 友引 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	6 まきがい 先負 り 利 A おう 応 Y まつ 待 X Y Z	7 ぶつめつ 仏滅 り 利 B おう 応 X まつ 待 X Y Z	8 だいあん 大安 まつ 待 X Y Z	9 しゃっこう 赤口 り 利 A おう 応 X Y まつ 待 X Y Z		

2-4. 待機に係る報酬

3月の「訪問による支援の要請」は、Aさんが14回、Bさんが5回であり、合計19回であった。3月の「訪問による支援」は、Xさんが5回、Yさんが12回、Zさんが3回であり、合計20回であった。3月の「一本の電話を待機した」は、Xさん、Yさん、Zさんと、それぞれ31日間であった。

4月の「訪問による支援の要請」は、Aさんが11回、Bさんが4回であり、合計15回であった。4月の「訪問による支援」は、Xさんが4回、Yさんが8回、Zさんが4回であり、合計16回であった。4月の「一本の電話を待機した」は、Xさん、Yさん、Zさんと、それぞれ30日間であった。

5月の「訪問による支援の要請」は、Aさんが13回、Bさんが5回であり、合計18回であった。5月の「訪問による支援」は、Xさんが6回、Yさんが12回、Zさんが0回であり、合計18回であった。5月の「一本の電話を待機した」は、Xさん、Yさん、Zさんと、それぞれ31日間であった。

6月の「訪問による支援の要請」は、Aさんが5回、Bさんが2回であり、合計7回であった。6月の「訪問による支援」は、Xさんが4回、Yさんが4回、Zさんが0回であり、合計8回であった。6月の「一本の電話を待機した」は、Xさん、Yさん、Zさんと、それぞれ9日間であった。

きよたくかいご はんい ほうもん しえん たい ばいちか たいきじかん よう
居宅介護の範囲である「訪問による支援」に対して、倍近くの待機時間を要
することがわかる。逆にいえば、待機時間があるから訪問による支援につながる
できたわけであり、現行の居宅介護の方法では、支援につながるできない場合
が想定される。そのため、待機に係る報酬の費用は、待機している介助者に対
して最低賃金の1.5倍程度の給与の支払いができる程度のものでなければなら
ない。

さいてい げんこう きよたくかいご かじえんじよ ぶんいじょう じかんみまん
すると、最低でも現行の居宅介護・家事援助の30分以上1時間未満に
相当する報酬額程度は、介助者の数×時間で報酬請求できるようにしなけ
ればならない。

2-5. じっさい しえん ないよう 実際の支援の内容

りようしゃ ようぼうじこう つぎ れつきよ なお れつきよ ようぼう たい かいじょしゃ
利用者の要望事項を次に列挙する。尚、列挙された要望に対して介助者
が支援を行った。

- たいちょう くず はな
・体調を崩したので話しをしたい。
- とらぶる はな
・トラブルがあったから話しをしたい
- へや そうじ てつだ
・部屋の掃除がうまくいかないから手伝ってほしい
- へや そうじ すす みは
・部屋の掃除が進まないから、見張っていてほしい。
- し きり ま あ みは
・締め切りに間に合わせたいから見張っていてほしい。
- へや かび はっせい
・部屋にカビが発生したから、なんとかしてほしい。
- あら もの か
・洗い物ができないので、代わりにやってほしい。
- せいとん いっしょ
・整頓がうまくいかないから、一緒にやってほしい。
- つか うご か かいぜんばん
・疲れて動けないから、代わりに、家事全般をやってほしい。
- お つか き
・落ち着かないから来てほしい。
- たくさんある しゃしん せいり ほ
・たくさんある写真を整理して欲しい。
- としがじょう せいり てつだ
・年賀状の整理ができないから、手伝ってほしい。
- もらった ぬいし せいり てつだ
・もらった名刺の整理ができないから、手伝ってほしい。
- てがみ しりょう ぶんべつ ふあいいりんぐ たいへん か
・手紙や資料を分別まではできるけど、ファイリングするのが大変だから、代わり
にやってほしい。
- ひる つく ちから のこ つく
・昼ごはんを作る力が残っていない。作ってほしい。

- ・眠れなくなったから、助けてほしい。

3. 待機の有用性

障害者自立支援法の成立過程で、全身性の身体障害者の運動が24時間介護の存続を要求し、ひとまず重度訪問介護が成立したという経緯がある。そういう意味で重度訪問介護は、障害者の主権の中でできた制度であることが言える。しかし、次のインタビューの結果から、知的障害者、精神障害者も重度訪問介護の対象にするだけでは、必ずしも十分ではないことがわかった。

Q 重度訪問介護を使えたら使いたいですか。

Aさん：重度訪問介護が使えるようになったら使いたいと思う。誰かが常に一緒にいることは、嫌いではない。でも、一人になりたいときもあるから、その辺が調整できる仕組みの上で使えるのがいいと思う。

Bさん：重度訪問介護が使えるならば、それに越したことはないと思う。でも、24時間つきっきりの介助は、窮屈な感じがする。

確かに、重度訪問介護の対象拡大は、望まれているが、歓迎されているとまでは言えない。次に待機を導入した場合にどうであるかを質問した。

Q2 待機を導入した場合、Q1の質問と比較してどうですか。

Aさん：重度訪問介護でもいいが、どうしても一人になりたくなくて、一人になったけども具合が悪くなって、助けが欲しくなったときとか、どうしても重度訪問介護を柔軟に使いこなせる自信はない。具合の悪い時は、思考が混乱して、ものが決められなくなり、優柔不断になったりする。だから、そうした場合に待機であれば柔軟に対応できるから、使いやすい。

Bさん：私の場合は、いろいろなところに出掛けたり、家でゆっくり休んだりするから、四六時中一緒にいると、どうしても窮屈になる。家のことは、ひとりでもほとんどできるんだけど、突然体調を崩してできなくなったりするから、そういうときにだけ、来てくれればいいと思う。でも、あらかじめ、いつ体調が悪くなるかは、

はっきりとはわからないし、そのときに来てくれないと困る。待機であれば、そういうときに使えるから助かる。それに、いつでも連絡でいると思っただけでも、ぜんぜん、心強さが違う。

待機は、重度訪問介護のニーズと異なり、特有のものが認められる。外出して活動し、家でゆっくり休みたいBさんが、家で体調をくずした場合、重度訪問介護では、休養を妨げることや即決即断のアクティブな外出スケジュールに対応できないことが想定される。また、Aさんの場合も体調が悪化し、十分な吟味ができない即決即断をしてしまったとき、待機がカバーできる部分が大きいことがわかる。こうした場合、やはり待機を含んだ介助による地域生活支援が普遍的である。

次の質問は、体調の悪くなる時間帯に関するものである。

Q3 いつ自分が具合悪くなるかわかりますか？

Aさん：基本的に午前1時に寝るから、朝は元気がないが、昼から夜にかけて体調が悪いことは少ない。問題は、午前1時を過ぎて寝られなかった場合、午前2時、午前3時と徐々に体調が悪くなっていく。これが、1週に1度はある。こういうことがあった次の日は、身体の不調がでて、元に戻すのに3日くらいかかる。

Bさん：何となく予兆があつてわかるときと、まったく、想定外に具合が悪くなる時がある。想定外に具合が悪くなるときは、何らかのアクシデントが理由で具合が悪くなる時と、何の理由もないのに突然に具合が悪くなる時とがある。なんの理由もないのに突然具合悪く場合に備えるすべはないと思う。

Aさんは、週に一回程度、深夜に体調を崩すことがあるという。しかし、この時間帯の介護を、あらかじめ予約しておくことはむずかしい。そのため、駆けつけることができる人と連絡が取れる体制があることの意味は大きいといえる。Bさんは、Aさんと同じような経験をした際に、最終的に精神科病院に入院することになった。Bさんの入院は、決してBさんが望んだ入院ではなく、止むにやまれるものといっ

た^{かん}感じであった。ただ、Bさんも、介^{かい}助^{じょ}者^{しゃ}にた^だ連^{れん}絡^{らく}が^と取^とれれば、そ^こま^で辛^{つら}い思^{おも}い^すをし^なく^て済^すんだか^もし^れない。

4. ^{ていげん}提^{てい}言^{げん}

一 ^{いち}地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}・介^{かい}助^{じょ}は、待^{たい}機^きを^{ふく}含^むもの^とす^るこ^と。

二 ^に待^{たい}機^きに^は、待^{たい}機^きし^てい^る介^{かい}助^{じょ}者^{しゃ}の^{かず}数^{かず}と^待機^きの^{じかん}時^じ間^{かん}に^おう^ほう^{しゅう}報^{ほう}酬^{しゅう}を^せっ^{てい}設^せ定^{てい}す^るこ^と。

連 絡 先

ほうじんあおもりひ ゆーまんらい とりかばり
NPO 法人青森ヒューマンライトリカバリー
りじちよう きりはらなおゆき
理事長 桐原尚之

ゆうびんばんごう
郵便番号 030-0936

あおもりしおおあぎやだまえじやよいた ばんち
青森市大字矢田前字弥生田 1 番地 4

でんわばんごう きりはら
電話番号 080-6004-6848 (桐原)

めーる
メール recovery-info@yahogroups.jp

う え ぶ
ウェブ <http://www.geocities.jp/humanrightsrecovery/>